

面会に関する規定

第1条（目的）

本規定は、イムス札幌リハビリテーション病院における入院基本料等の施設基準等に関する通則、および入退院支援加算の施設基準に基づき、入院中の患者と家族等の面会について必要な事項を定めることにより、患者の療養生活の質の向上、尊厳の保持及び円滑な退院支援に資することを目的とする。

第2条（基本方針）

1. 当院は、入院中の患者と家族等の面会が重要であることを踏まえ、感染対策等の正当な理由がある場合を除き、家族等による面会を妨げない。
2. やむを得ず面会を制限する場合であっても、当該制限が必要以上に厳格とならないよう配慮する。
3. 本規定における「家族等」とは、患者の配偶者、親族、後見人その他患者本人が面会を希望する者をいう。

第3条（通常時の面会）

1. 面会可能時間は、平日、土日祝日ともに午前10時から午後7時までとする。
2. 面会場所は、原則として病室または病棟内の面会スペースとする。ベッドサイドでの面会は短時間・小人数とする。
3. 面会は受付において所定の手続きを行うものとし、感染予防のため体調チェック表の記入、手指消毒及びマスク着用への協力を求める。
4. 患者の状態、終末期である場合、退院支援上の必要性、または家族等の事情により必要がある場合は、面会時間、人数、方法等について柔軟に対応する。

第4条（面会制限を行う場合）

1. 面会制限は、感染対策その他の正当な理由により必要と判断される場合に限り、必要最低限の範囲で実施する。
2. 面会制限を行うことができる場合は、院内または地域における感染症の拡大、職員の罹患等による面会対応の困難、患者本人の医学的理由その他患者及び面会者の安全確保のため必要がある場合とする。
3. 業務上の都合、慣例、対応の煩雑さ、または予約がないことのみを理由として、面会を一律に制限し、又は拒否してはならない。

第5条（面会制限の決定、周知及び解除）

1. 病院全体または病棟全体に及ぶ面会制限は、感染防止対策部門、感染対策委員会又は ICT 等において必要性を検討し、病院長又は病院長が指定する責任者の承認を得て決定する。
2. 面会制限を実施する場合には、制限の理由、対象範囲、内容及び期間の見込みについて、患者及び家族等に周知する。
3. 緊急に面会制限を開始する必要がある場合は、必要最小限の制限を先行して実施し、制限開始後速やかに患者及び家族等に周知する。
4. 制限期間中は、感染症の流行状況及び院内の感染状況等に応じて、制限の継続可否を定期的に再評価し、継続する必要がなくなった場合は速やかに解除または緩和し、患者および家族等に周知する。

第6条（制限下における面会機械の確保）

面会制限を実施している期間においても、短時間・小人数での個別面会、電話又はオンラインによる交流等を可能な限り講じる。また終末期、重篤な状態、退院支援又は意思決定支援のため面会が必要な場合は、感染対策に配慮しつつ、個別に面会方法を調整する。

第7条（面会者の遵守事項）

面会者は、患者及び他患者の安全ならびに療養環境の維持のため、発熱等の有症状時は面会を控える。院内では手指衛生、マスク着用等の感染対策に協力する。また、病棟内では静穏に務め飲食の持ち込みは医療スタッフの確認を得るものとする。

第8条（規定の周知）

本規定は各病棟に掲示、当院ホームページ等に掲載し、患者及び家族等に周知する。

第9条（規定の見直し）

本規定は、少なくとも年1回見直しを行うほか、感染症の流行状況、関係法令、診療報酬改定及び院内運用の実態等を踏まえ、必要に応じて随時改定する。

附則

本規定は、令和8年6月1日より施行する。